

げ渡り改之幼少七族云々協協の如く之陽元は午
 二百多々一般に増増するに依りて實際は二十四百多々を
 然し極少能力あり而して全職工に支拂ひ月給給料五
 十員なるも此の二は陽元は其の約五割に相当するが故
 り此の陽元と別として別制の如く本給に標準入より
 二十の年以前中渡り改之幼外三名止むるに於て西野西野
 を養出することと決し十陽改命したるが二陽元は職工
 例が對策協協を第一西野西野提出に於けるも抑知
 二十日迄迄迄迄二陽元を別制を断せし依つて職
 工等は二陽改命の職工極限二万の専念協協の二陽元
 改之幼 納浦文一 相馬一 等 陽元の
 二陽元の面会を求めらん不存の如く二十一日の面会を

約二十一日午前十時予定の如く陽元は五五日は二
 陽元の頭一工陽元外池文の事務員山田 陽元の
 と合欠 席止工陽改命の理由並に 職元と合欠と
 理由を述べし之れ並に工陽元は職工が結束して西野
 北を為す 榎村がうするに於て自便大勢に制せられ 面会か
 らざる 然 榎村も来るを要す之工陽元 陽元を 行つし
 又 陽元は 榎村も来るに於て二十一日の公表に向して 二十一日
 ありしを 午前十時百五にして二十一日となし 職元と合欠
 に之を然するは下の原の如く榎村が合欠をなると 職元
 し次は 職工例より 榎村の合欠を求めざるに 榎元之れを
 合欠の 榎元と合欠をすこし 此の合欠をより 職工例は工陽
 元の合欠をすこし 榎元之れを職工同一の格とすこし 榎元